

平成 28 年「賃金構造基本統計調査」の結果について

平成 29 年 2 月に厚生労働省が公表した平成 28 年「賃金構造基本統計調査」によると、女性の賃金は過去最高となり、男女間賃金格差は過去最小となったことがわかりました。

1. 調査の概要

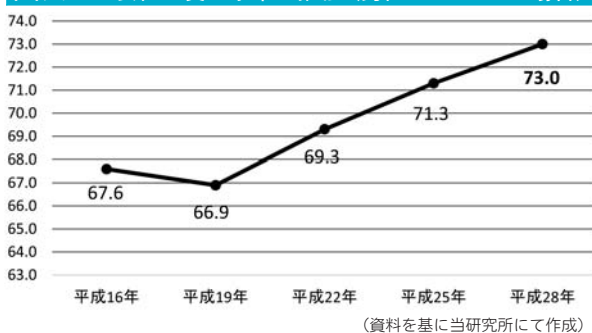
「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年 7 月に実施されています。今回は、全国及び都道府県別の賃金について、調査客体として抽出された 10 人以上の常用労働者を雇用する民間の 65,881 事業所のうち、有効回答を得た 49,783 事業所（有効回答率 75.6%）について集計したものです。

2. 一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金

（1）賃金の推移

賃金は、男女計 304.0 千円（年齢 42.2 歳、勤続 11.9 年）、男性 335.2 千円（年齢 43.0 歳、勤続 13.3 年）、女性 244.6 千円（年齢 40.7 歳、勤続 9.3 年）となっています。賃金を前年と比べると、男性では 0.0%と同水準、女性では 1.1%増加となっています。この結果、男性を 100 とした女性の賃金指数は 73.0 となり男女間の賃金格差は過去最小となっています。（図表 1）

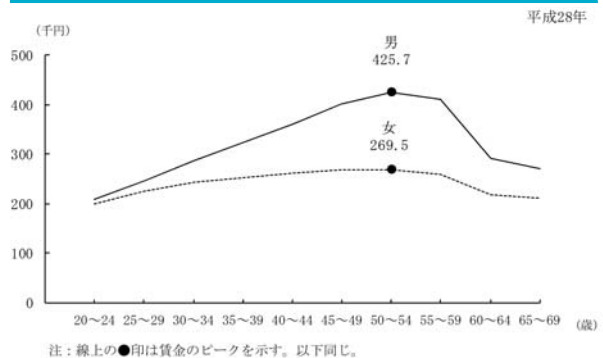
図表 1 女性の賃金水準の推移（男性=100とした場合）



（2）性別にみた賃金

男女別に賃金カーブをみると、男性では、年齢階級が高くなるとともに賃金も上昇し、50～54 歳で 425.7 千円（20～24 歳の賃金を 100 とすると 203.6）と賃金がピークとなり、その後下降しています。女性も 50～54 歳の 269.5 千円（同 135.1）がピークとなっているが、男性に比べ、賃金カーブは緩やかとなっています。（図表 2）

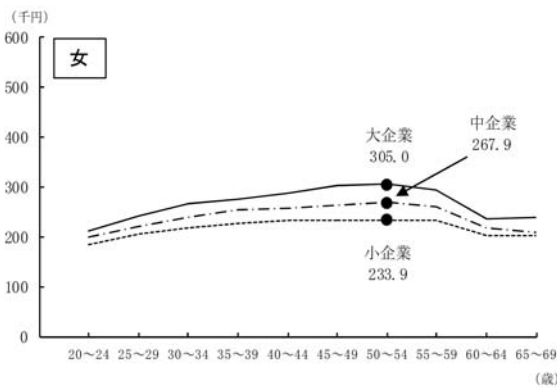
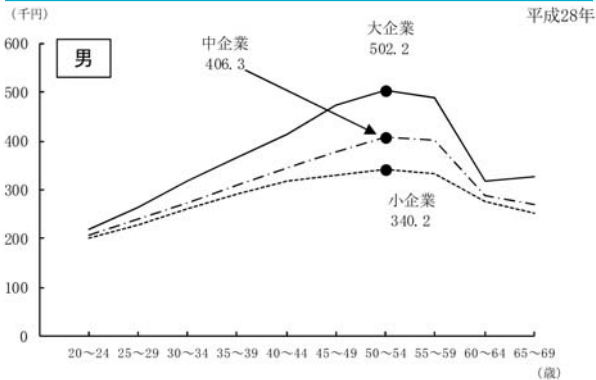
図表 2 性、年齢階級別賃金



（3）企業規模別にみた賃金

企業規模別に賃金をみると、男性では、大企業（常用労働者 1,000 人以上）が 384.8 千円（前年比 0.7%減）、中企業（常用労働者 100～999 人）320.2 千円（同 0.0%）、小企業（常用労働者 10～99 人）が 290.9 千円（同 0.8%増）。女性では、大企業が 268.7 千円（同 0.1%増）、中企業が 242.3 千円（同 0.8%増）、小企業が 219.1 千円（同 1.2%増）となっており、男性は小企業が、女性はすべての企業規模において前年を上回っており、企業規模間賃金格差は男女ともに縮小しています。（図表 3）

図表3 企業規模、性、年齢階級別賃金



(4) 雇用形態別の賃金

雇用形態別の賃金をみると、男女計では、正社員・正職員 321.7 千円（年齢 41.4 歳、勤続 12.7 年）、正社員・正職員以外 211.8 千円（年齢 46.5 歳、勤続 7.7 年）となっています。男女別にみると、男性では、正社員・正職員 349.0 千円（前年比 0.2%増）、正社員・正職員以外 235.4 千円（同 2.7%増）、女性では、正社員・正職員 262.0 千円（同 1.0%増）、正社員・正職員以外 188.6 千円（同 4.2%増）となっています。

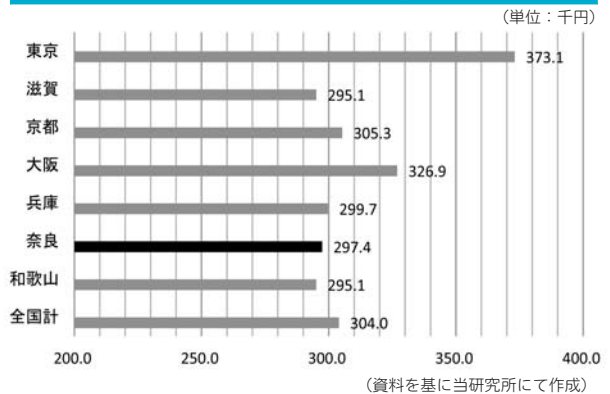
年齢階級別にみると、正社員・正職員以外は、男女いずれも年齢階級が高くなっても賃金の上昇はあまり見られません。

雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計で 65.8（前年 63.9）、男性で 67.4（同 65.8）、女性で 72.0（同 69.8）となっており、男女計及び女性で統計を取り始めた平成 17 年の調査以来過去最小となっています。（図表不掲載）

(5) 都道府県別の賃金

都道府県別の賃金水準をみると、全国計（304.0 千円）よりも賃金が高かったのは 6 都府県（茨城県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）となり、最も高かったのは、東京都（373.1 千円）となっています。近畿地区では、京都府（305.3 千円）、大阪府（326.9 千円）が全国計を上回っているものの、奈良県（297.4 千円）他 3 県は、平均を下回っている状況です。（図表 4）

図表4 都道府県別賃金



3. 短時間労働者(*)の賃金

短時間労働者の 1 時間当たり賃金は、男女計 1,075 円（前年比 1.5%増）、男性 1,134 円（同 0.1%増）、女性 1,054 円（同 2.1%増）となっており、いずれも過去最高となっています。（図表不掲載）

(*)「短時間労働者」とは、同一事業所の一般労働者より 1 日の所定労働時間が短いまたは 1 日の所定労働時間が同じでも 1 週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

アベノミクス以降、企業規模、雇用形態にかかわらず、女性の賃金は上昇基調にあります。平成 28 年には過去最高となり、男女間の賃金格差は過去最小となっています。また、男女計の雇用形態間の賃金格差についても、過去最小となっており、今後も、政府が掲げる「働き方改革」の諸施策が推進され、同内容の仕事では、男女、雇用形態の如何を問わず、格差のない公平な賃金体系が構築されることが望まれます。

(中井正人)